

専門医の資格保留について

超音波専門医資格更新実施内規の「9」に保留制度が記載されています。保留される際は、以下に示す該当箇所を熟読したうえで申請をお願いします。

- 9 特別な事情の場合には、資格の保留を申請することができる。
 - 一 特別な事情に関する証明書*を添えて「保留申請書」を提出することにより本委員会の審査を経て認められる。
*海外留学の場合は招聘先からの書類の写し、病気療養の場合は医師の診断書、育児・介護などの場合は出産を証明する母子手帳の写し、要介護状態を証明する書類の写しなど
 - 二 特別な事情がなくなった場合には、「復帰申請書」を提出し、提出日の翌月の1日をもって専門医の復帰を認める。
 - 三 保留期間の開始日は、申請期間の翌月の1日とし、同終了日は、申請期間の当月末日あるいは翌月末日とする。遡っての申請は認めない。保留は、1回の申請で2年間まで認められ、これを超過する場合、2年毎に申請を行わなければならない。保留期間は、最長5年間とする。
 - 四 資格更新を行う際は、保留期間以前と復帰後の合計が5年間となる年に行う。
 - 五 保留期間中の資格更新単位は、加算できない。
 - 六 保留期間中は、専門医を呼称することができない。

1. 保留手続きの流れ

- Step1 専門医制度委員会宛てに「保留申請書」をご提出ください。
- Step2 事務局にて「保留申請書」を確認した後、保留申請書を受理したことを連絡致します。
重要：「保留申請書」を受付けたことのみ通知します。この段階で保留は承認されません。
- Step3 専門医制度委員会(年4回開催)にて、「保留申請書」の審査を行います。
問題なしと判断されれば、保留が承認されます。
- Step4 事務局より、保留承認の連絡を致します。
重要：保留申請が承認されたことを通知します。こちらが本通知です。

2. 保留期間について

保留申請が専門医制度委員会にて承認されると、保留期間が内規に基づき決定され、併せて次回の更新時期も決定されます。

【内規による規定】

- ・保留期間の開始日は、申請期間の開始日が月初であっても、月の途中でであっても、翌月の1日です。
- ・保留期間の終了日は、申請期間の終了日翌月の末日あるいは申請期間の終了日当月の末日です。

表をご覧ください。①の日付で申請した場合、どちらのパターンであっても②の日付が保留期間となります。

- ① 申請期間： 開始日 2018年10月01日 → 終了日 2020年09月30日
 開始日 2018年10月15日 → 終了日 2020年10月14日
- ② 保留期間： 開始日 2018年11月01日 → 終了日 2020年10月31日

※ 重要 「①申請期間」と「②保留期間」は異なりますのでご注意ください。

保留開始日は月初、保留終了日は月末です。

2015年	2016年		2017年		2018年					2019年				2020年					2021年		2022年							
6 ~ 12	1 ~ 5	6 ~ 12	1 ~ 5	6 ~ 12	1 ~ 5	6	7	8	9	10	11	12	1 ~ 5	6 ~ 12	1 ~ 5	6	7	8	9	10	11	12	1 ~ 5	6 ~ 12	1 ~ 5	6 ~ 12		
更新開始日 6/1											保留開始日 11/1									保留終了日 10/31	復帰日 11/1							新たな更新日 6/1
1年		2年		3年		5ヵ月					7ヵ月			1年						5ヵ月		7ヵ月			1年			
更新単位が取得可能な期間： 3年5ヵ月											更新単位の取得が出来ない期間： 2年間					更新単位が取得可能な期間： 1年7ヵ月												

3. 保留からの復帰手続きの流れ

Step1 専門医制度委員会宛てに「復帰申請書」をご提出ください。

Step2 事務局にて「復帰申請書」を確認した後、不備がなければ、専門医資格が復活したことを通知致します。

【ご注意事項】

- 1) 保留間内であれば、終了日以前に復帰することが可能です。
- 2) 保留期間は、2年毎、最大5年の延長が可能です。延長が必要であると分かり次第、速やかに延長の手続きを行ってください。

※ 上記、1) に関する重要事項

保留終了日が5月末である場合、復帰日は6月1日となります。現在、年1回開催の全国大会の日本超音波医学会学術集会は、5月開催となっております。この学術集會に参加希望の場合は、「復帰申請書」を4月中に頂くことで、5月1日から専門医資格が復活となり学術集會に出席して、更新単位を得ることが可能です。上記は、地方会学術集會に参加する場合も同様です。

参加を考えている学術集會・講習会などがある場合、開催月に専門医資格が復活していなければなりません。「復帰申請書」の提出日が非常に重要となるため、くれぐれもご注意ください。開催月に専門医資格が復活しているためには、その前の月に「復帰申請書」を提出することが必須です。